

松戸市火災予防条例の一部改正に伴う質疑応答について

問1 集合する者の範囲が個人的に留まる場合とはどういうものを指しますか。

答1 相互に面識がある者が参加する催しを指します。

例) 近親者によるバーベキューや花見など

また、対象となる催しの範囲は下記の判断基準を参考にしてください。

- (1) ホームページ、ポスター等で広く開催主体以外の者に催しを宣伝し、参加を促している。
- (2) 花火大会、フリーマーケット、夏祭り、バザー等、集客効果が高いイベントを計画している。
- (3) 実行委員会形式で複数の団体が共同で実施する等、共催、協賛及び後援する他団体が存在する。

問2 電気を熱源とする器具とは、どういうものを指すか。

答2 発熱自体の温度が、摂氏100℃となるものが対象となります。また、器具とは、通常の使用に際し容易に移動可能なものをいいます。

例) 電気コンロ、ホットプレート、電子レンジ、電気ストーブ等

問3 消火器はだれが準備するのですか。

答3 原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があります。

ただし、初期消火を有効に行える場合は、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数の対象火気器具等に対して共同して準備することもできます。

問4 どのような消火器を準備すればよいのですか。

答4 消火器は、初期消火を有効に行なうために準備するものであることから、※1消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器（※1同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）の準備が必要になります。また、大きさ、薬剤の用量等については問いませんが、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備してください。

なお、消火器については、消防法に規定する点検の義務はありませんが、腐食又は破損がある等不適切な消火器の場合は、適切な消火器の準備が必要になります。

問5 催しに際して対象火気器具等を使用する露店等が出店される場合、出店場所が駅から催し会場に至るまでの道路等（催し会場以外の場所）であっても、消火器の準備は必要となるのですか。

答5 必要になります。

問6 一のテント内に複数の対象火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火を行なえる場合には、共同して消火器を準備してもよいですか。

答6 お見込みのとおり。

また、下記の全てに適合する場合は、共同して消火器を準備することができます。

①共同で使用することができる消火器から各対象火気器具等までの歩行距離が20m以内であること。

②標識を設置する等、消火器の位置が明確であること。

③対象火気器具等ごとに水バケツ、エアゾール式簡易消火具又は住宅用消火器により初期消火の準備がされていること。なお、水バケツは、液体燃料を使用する器具に対しては、不可となります。

問7 立食パーティー等屋内で開催される催しに際して対象火気器具等を使用する場合、対象火気器具等を使用する場所に※2消防法施行令第10条関係規定に基づき消火器が設置されている場合であっても、松戸市火災予防条例第20条の消火器の準備が必要となるのですか。

答7 必要となります。

ただし、消防法施行令第10条関係規定に基づき設置されている消火器により初期消火を有効に行える場合には、松戸市火災予防条例第20条で規定する消火器の準備がなされているものと扱って差し支えありません。

※1 「消火器の技術上の規格を定める省令」とは、消火器の基準を定める法律です。答4の条文は下記のとおりです。

第1条の2 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消火器 水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であつて、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び[消防法施行令](#)（昭和三十六年政令第三十七号）[第四十一条第五号](#)に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- 二 住宅用消火器 消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。

※2 消防法施行令第10条とは、消火器の設置基準の条文になります。